

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>（第一種特定化学物質）                  第一条（略）                  一～十三（略）                  十四 二・二・二 トリクロロ 一・一 ビス（四 クロロフェニ                  ル）エタノール（別名ケルセン又はジコホル）                  十五 <u>ヘキサクロロブタ 一・三 ジエン</u></p>	<p>（第一種特定化学物質）                  第一条（略）                  一～十三（略）</p>